

資料 -1 屋外広告物とまちづくり

港区では、都市開発諸制度を活用した民間開発が活発に行われており、区に登録したまちづくり組織による、地域発意のまちづくりも進められています。

屋外広告物に関する制度においては、様々な制度が設けられており、これらの制度を、まちづくりにおいて有効に活用することで、地域の魅力・価値を向上させることができます。

また、良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物は、適正に管理されなくてはなりません。そのために、区は、関係機関と連携し、適正な維持管理を求めています。

(1) 屋外広告物に関する制度

多様な景観特性に対応し、きめ細かな景観形成を進めるため、まちづくりの制度の中で、個別地区ごとに柔軟な運用が可能となる様々な制度が設けられています。

広告協定地区

地域の景観特性に応じた広告物規制を進め、個性豊かな街並みの形成を誘導するため、地域の実情に詳しい地元住民等により自主的な規制を行う制度です。

平成7年11月に臨海副都心（中央区、港区、江東区、品川区）が指定され、敷地面積に対して総量を規定するなど、厳しい自主規制が図られています。



臨海副都心（台場）

許可の特例

景観、風致の維持向上に資し、一定の条件を満たす広告物等については、禁止区域や禁止物件について許可を受けることができる制度です。

丸の内エリアにおいては、協議会によってガイドラインが策定され、審査体制が構築されたことにより、路上のフラッグ等について制度が活用されています。



デザイン性の高いフラッグが通りのにぎわいを演出している事例（千代田区丸の内）

景観計画

特に良好な景観形成を進める必要がある地区において、景観計画と連携を図りながら、条例で定める一般的な基準に加えて、個別地区独自の基準を定め、地域特性を踏まえた指導・誘導を図る制度です。

港区内では、水辺景観形成特別地区及び浜離宮・芝離宮庭園周辺景観形成特別地区の2地区において、屋外広告物の規制基準が定められており、港区景観計画にも位置づけられています。



水辺景観形成特別地区（海岸）



浜離宮・芝離宮庭園周辺景観形成特別地区（海岸・東新橋）

東京のしゃれた街並みづくり推進条例

個性豊かで魅力のある街並み景観づくりを自主的に進めていくため「街並み景観重点地区」制度が設けられています。港区内では、汐留西地区が該当し、地域の景観に大きな影響を及ぼす大規模プロジェクトが行われる地区を指定し、専門家の支援を受け、景観ガイドラインを策定、都に承認されると地区内の街並み景観づくりを自主的にコントロールすることができます。

品川区小山の駅前商業地域では、デザインガイドラインにより屋外広告物の整備を図ることを街並み再生方針に定めています。



デザインガイドラインによる屋外広告物の整備を図ることを街並み再生方針とした駅前（品川区小山）

道路占用許可の特例制度

都市再生特別措置法に基づき、まちのにぎわい創出や道路利用者等の利便の増進に資する施設は、都市再生整備計画に位置づける等の一定の条件の下で、道路占用許可の基準を緩和できる制度です。

制度を活用した屋外広告物の設置例として、バナーフラッグや広告塔の表示があります。港区の環状第二号線周辺地区や大阪市うめきた地区等において、本制度を活用し、歩道上にオープンカフェや広告塔等が設置されています。



洗練された街のにぎわいを創出している屋外広告物（大阪市北区大深町）

(2) エリアマネジメントの取組

今後のまちづくりでは、開発(つくること)だけでなく、その後の維持管理・運営(マネジメント)までを考えたまちづくりを行うことが求められます。

最近では、道路や歩行者通路、公園などの公共施設やオープンスペースなど、開発によって創出された公共的な空間を、地域主体の活動組織がきめ細かい管理を行い、地域の資源として活用する、エリアマネジメントの取組が始まっています。

その活動は、公共的な空間の維持管理を通じて、地域のにぎわいづくりやブランド化など、地域の魅力・価値を向上させる活動に広がっています。このような活動の一環として、屋外広告物を有効に活用することで、地域の魅力・価値の向上や、運営に役立てることができます。

特に開発事業においては、まちの姿が大きく変わることから、エリアマネジメントの取組を推進するよい機会となります。そのため、開発事業に際しては、目指すべきまちの姿や地域のルールを十分に検討するとともに、質の高い屋外広告物を掲出するための体制づくりが重要となります。



公共施設の維持管理、イベント開催等により魅力的な街づくりに取り組む汐留西地区



沿道の魅力的な空間創出により地域の価値向上に取り組む環状2号線周辺

適正な管理に向けた取組

道路上での広告旗や立看板等の違反広告物が非常に多く、道路交通の安全や地域の景観を阻害する要因となっていることから、簡易除却(はり紙等)の対象となったり、措置命令や罰則(罰金)等が適用される場合があります。

また、屋外広告物の老朽化等による落下で、歩行者が重傷を負う重大な事故が全国で発生しています。屋外広告物等により事故等が発生した場合、広告主・所有者はその責任を問われることとなります。

屋外広告物の広告主・所有者は、責任をもって屋外広告物を適正に管理することが求められています。

地域パトロール

港区では、総合支所が参加し、商店街等の活動団体が、関係警察署等と協力し、清掃活動や違反占用物の取締り等に取り組んでいます。



港区内における地域パトロールの様子



屋外広告物適正化旬間

全国において、企業や国民に対し、意識啓発を図ることを目的として、国土交通省は、毎年9月1日から9月10日までを「屋外広告物適正化旬間」として設定しています。

当該旬間を中心として、全国において、関係団体とも連携し屋外広告物法及び同法に基づく条例の普及啓発、違反屋外広告物に対する国民や企業の意識啓発等が推進されています。

港区においては、新橋駅周辺において、宅地建物取引業、不動産業、貸金業、屋外広告業等の団体、警視庁、国道・都道管理者と商店会、町会・自治会等の協力を得て、「東京都違反広告物共同除却事業」を実施しています。

(3) 地域主体のまちづくりの推進

地域の身近な景観を育むためには、地域特性を十分に踏まえ、区民等の合意形成を図りながら、身近な地域のまちづくりの中で景観づくりに取り組むことが重要です。

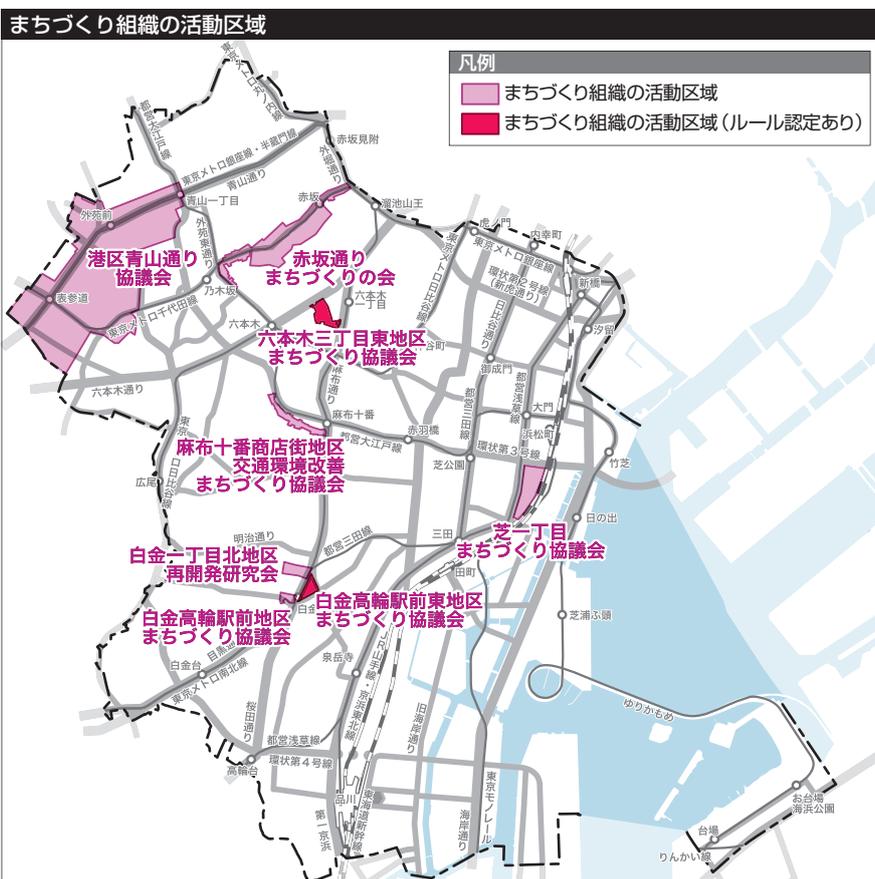
区は、地域の課題は地域で解決し、地域の発意と合意に基づくまちづくりを推進するため、平成19年(2007年)に港区まちづくり条例を制定し、地域主体のまちづくり活動を支援しています。

港区まちづくり条例

区に登録した8つのまちづくり組織(平成29年12月現在)が、様々な地域の課題について、勉強会の開催や地区ごとのルール検討などのまちづくり活動に取り組んでいます。



六本木三丁目東地区



※この地図は、概ねの位置を示したものです。

六本木三丁目東地区まちづくり協議会について

六本木三丁目3～5番において、地域を「魅力あるまち」に発展させるため、景観をはじめとする、「まちづくり」のあり方を広く研究協議しています。

地区まちづくりルール

ルール1 災害に強いまちをつくるためのルール

ルール2 みどり豊かで誇りの持てる景観をつくるためのルール

ルール3 地域の絆を強固にするためのルール

ルール4 治安や風紀を維持するためのルール

ルール5 みんなが安心して暮らせる環境をつくるためのルール

ルール2-2 街の美化に努める

突飛な色彩やデザインの建物・看板等は街並みの統一感を阻害します。またゴミの散乱や無造作に放置された雑品類は通りの美観を損ねます。対象者は街並みの統一感に配慮し、美観の維持に努めてください。

ルール2-2を守るため、工作物、広告物の設置等を行う方に、街並みの統一感に配慮した計画を協議会に申請するよう求めています。

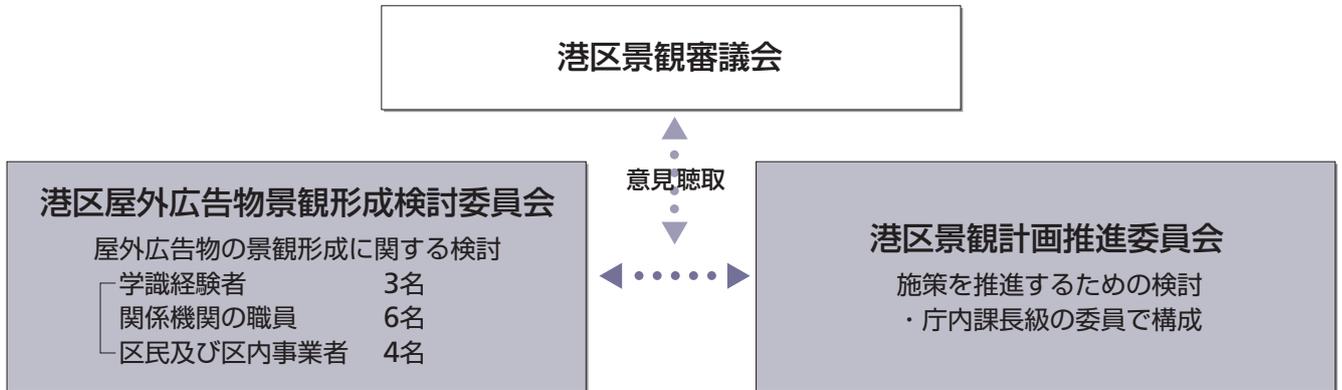
六本木三丁目東地区まちづくり協議会の活動区域



地域でまちづくりに取り組みたい方は、各地区総合支所にご相談ください。

資料 -2 検討の体制と経緯

(1) 検討の体制



(2) 検討の経緯

	港区屋外広告物 景観形成検討委員会	港区景観計画 推進委員会	区民意見募集 議会・景観審議会
平成 28 年度	9月8日 ・基本事項	8月29日 ・基本事項	
	11月10日 ・区内全域の配慮事項	10月21日 ・区内全域の配慮事項	
	2月7日 ・地域別の配慮事項	1月11日 ・地域別の配慮事項	
平成 29 年度	4月26日 ・素案について	4月10日 ・素案について	5月16日 景観審議会 素案について意見聴取
			7月5日 議会報告 建設常任委員会
	9月26日 ・区民意見募集について ・条例改正について ・案について	8月30日 ・区民意見募集について ・条例改正について ・案について	7月21日～8月21日 区民意見募集・説明会
			10月10日 景観審議会 案について意見聴取

(3) 区民意見の募集結果

区民意見募集（パブリックコメント）の実施概要

■意見の募集時期と件数

募集期間	意見の通数	意見の件数
平成 29 年 7 月 21 日（金曜日） ～平成 29 年 8 月 21 日（月曜日）	6 通 (区ホームページ 5 通、郵便 1 通)	11 件

■意見の提出方法

区ホームページ、郵便、ファクシミリ、直接持参

■資料の閲覧場所

港区開発指導課（区役所 6 階）、区政資料室（区役所 3 階）、総合案内（区役所 1 階）、各総合支所、各港区立図書館（高輪図書館分室を除く）

区民説明会の開催概要

開催日時	意見の通数	参加者数	意見の件数
平成 29 年 7 月 29 日（土曜日）14 時から	区役所本庁舎 9 階 911 ～ 912 会議室	4 人	3 件
平成 29 年 8 月 3 日（木曜日）19 時から	生涯学習センター 101 学習室	13 人	4 件
	合計	17 人	7 件

(4) 港区屋外広告物景観形成検討委員会

港区屋外広告物景観形成検討委員会 委員名簿

	区分	氏名	所属
委員長	学識経験者	倉田 直道	工学院大学 名誉教授
副委員長	学識経験者	吉田 慎悟	武蔵野美術大学 教授
委員	学識経験者	佐藤 尚巳	(株)佐藤尚巳建築研究所 代表取締役
委員	関係機関の職員	一糸 左近	東京建築士会港支部 事務局長
委員	関係機関の職員	伊藤 廣幸	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 専務理事
委員	関係機関の職員	富田 大祥	公益社団法人東京屋外広告協会
委員	関係機関の職員	中川 知明	東京屋外広告美術協同組合 副理事長
委員	関係機関の職員	深木 俊一 田中 達夫 (平成29年4月～)	公益社団法人日本サイン協会 理事 公益社団法人日本サイン協会 専務理事
委員	関係機関の職員	連 健夫	公益社団法人日本建築家協会 本部理事
委員	区民及び区内事業者	中野 竜	東京商工会議所港支部 評議員企業室長
委員	区民及び区内事業者	皆川 昌博	港区商店街連合会 副会長
委員	区民及び区内事業者	長屋 和子	公募
委員	区民及び区内事業者	山田 淳平	公募

(設置)

第1条 魅力ある街並みの創出に向けて、屋外広告物の景観形成に関する検討を行うため、港区屋外広告物景観形成検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 屋外広告物の景観形成に関するガイドラインの検討及び策定に関すること。
- (2) 屋外広告物の誘導方策の検討に関すること。
- (3) その他屋外広告物の景観形成に関し、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者で区長が委嘱し、又は任命する委員14人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 関係機関の職員 7人以内
- (3) 区民及び区内事業者 4人以内

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者の委員のうちから委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の会議は、公開とする。ただし、委員の過半数が公開することが適当でないとき、この限りでない。

(意見聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して検討委員会への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、街づくり支援部開発指導課において処理する。

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(5) 港区景観計画推進委員会

港区屋外広告物景観形成検討委員会 委員名簿

	役職名等
委員長	街づくり支援部長
副委員長	街づくり事業担当部長
委員	芝地区総合支所まちづくり担当課長
委員	麻布地区総合支所まちづくり担当課長
委員	赤坂地区総合支所まちづくり担当課長
委員	高輪地区総合支所まちづくり担当課長
委員	芝浦港南地区総合支所まちづくり担当課長
委員	街づくり支援部都市計画課長
委員	街づくり支援部建築課長
委員	街づくり支援部土木施設管理課長
委員	街づくり支援部開発指導課長
委員	街づくり支援部再開発担当課長
委員	街づくり支援部品川駅周辺街づくり担当課長
委員	街づくり支援部土木課長
委員	街づくり支援部土木計画担当課長
委員	環境リサイクル支援部環境課長
委員	企画経営部企画課長
委員	教育委員会事務局庶務課長

(設置)

第1条 魅力ある景観形成に向け、施策を総合に推進するため、港区景観計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 港区景観計画の推進に関すること。
- (2) 港区景観条例に関すること。
- (3) その他景観の形成に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、街づくり支援部長をもって充て、会務を統括する。
- 3 副委員長は、街づくり事業担当部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(意見聴取)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 所掌事項の円滑な遂行を図るため、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、街づくり支援部都市計画課長をもって充て、副部会長及び部会員は、職員のうちから委員長が指名する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 部会は、部会長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、街づくり支援部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

- 付則 1 この要綱は、平成4年12月1日から施行する。
- 付則 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 付則 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 付則 この要綱は、平成15年1月1日から施行する。
- 付則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 付則 この要綱は、平成19年10月30日から施行する。
- 付則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 付則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 付則 この要綱は、平成24年1月20日から施行する。
- 付則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 付則 この要綱は、平成28年9月15日から施行する。
- 付則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

芝地区総合支所まちづくり担当課長
 麻布地区総合支所まちづくり担当課長
 赤坂地区総合支所まちづくり担当課長
 高輪地区総合支所まちづくり担当課長
 芝浦港南地区総合支所まちづくり担当課長
 街づくり支援部 都市計画課長
 街づくり支援部 開発指導課長
 街づくり支援部 再開発担当課長
 街づくり支援部 品川駅周辺街づくり担当課長
 街づくり支援部 建築課長
 街づくり支援部 土木課長
 街づくり支援部 土木計画担当課長
 街づくり支援部 土木施設管理課長
 環境リサイクル支援部 環境課長
 企画経営部 企画課長
 教育委員会事務局 庶務課長

資料 -3 用語集

か 開口部

建築物の屋根、壁、床、天井などに設けられた窓や出入り口などにより屋外や室外に開放された部分のことをいいます。

外構

建築物の外まわりの総称で、塀や生け垣、門扉、車庫、庭、アプローチなどを指します。

かいはいせい 界索性

新しい店や施設等が古くからの街並みに溶け込み、互いに良い相互作用を発揮して個性的な魅力を創出していることを界索性が高いといえます。

可読距離

文字を読むことができる限界の距離をいいます。

カラーユニバーサルデザイン

色の見え方には個人差があり、目の疾患や遺伝子の特徴の違いなどにより、色を見分けにくい人が多く存在します。こうした多様な色の見え方に配慮して、できるだけ多くの人々が利用しやすい製品や環境、サービス、情報を提供するという考え方を「カラーユニバーサルデザイン」といいます。

輝度

光源などの発光面が、ある方向から見た時にどれだけ明るく見えるかを表す数値のことです。テレビやスマートフォンなどのディスプレイでは、画面の明るさの度合いのことを指し、ブライトネスなどの名称で輝度を調整する機能があり、新しい屋外広告の媒体であるデジタルサイネージも同様です。単位は cd/m^2 （カンデラ毎平方メートル）を用います。

近景、中景、遠景

それぞれ風景の概ねの距離を表す言葉です。近景は、建物などの姿、形など視点場の近くに見られる景観をいい、遠景は、稜線や地形のアウトラインなどや、空を背景にした遠くに見える景観をいいます。中景は、遠景と近景の中間に位置する景観のことをいいます。

けんしょく 建植

地面に柱などを建てることをいいます。建植看板（けんしょくかんばん）は、地面に支柱を建てたり基礎を設置するなどして固定した看板のことで、野立て看板などとも呼ばれます。



コーポレートカラー

企業のシンボルカラーのことで、CIカラーともいいます。企業の特長や独自性を共通したイメージによって発信することで、わかりやすく社会と共有し企業の存在価値を高めていく企業戦略のひとつです。

さ 視点場

ある景観を眺める立ち位置のことで、ビューポイントともいいます。

視認性

目で視たときの認識のしやすさの度合いを視認性といいます。

修景

建築物や工作物等を周辺の自然や街並みに合わせて、形態・意匠・色彩などが調和するように修復したり調整することをいいます。

書体

それぞれの文字の形が、一貫した特徴や様式で統一された文字の集まりのことです。例えば、日本語の書体は「明朝体」と「ゴシック体」に、欧文の書体は「セリフ体」と「サンセリフ体」に大別することができます。

日本語書体の例		欧文書体の例	
ゴシック体	港区	サンセリフ体	Minato
明朝体	港区	セリフ体	Minato

スカイライン

山並みや稜線などの地形や、都市の建物群が連続して形成される街並みの輪郭が形成する空との境界線のことです。

た 建物頂部

建築物の最も上側に位置する部分、頂点となる部分をいいます。

デジタルサイネージ

電光ニュース板、電光広告板、映像装置等、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って常時表示内容を変えることができる広告物をいいます。ビジョン広告、可変表示式屋外広告物とも呼ばれています。



動光

光源が点滅したり、明るさの強弱が変動したり、色が変わるなど、動きのある光のことをいいます。

は 箱文字・切文字

本書では、高層部に屋外広告物を表示する場合等に、背景のない文字列として「箱文字・切文字」を推奨しています。

箱文字は、金属板等を箱状に曲げてつくった厚みのある文字やマークのことで、チャンネル文字とも呼ばれます。

切文字は、シート材や板材を切り抜いて作成した文字やマークのことをいいます。



バナー広告・バナーフラッグ

商店街などで、イベントやキャンペーンに合わせて街灯などに取り付けるフラッグ(旗)のことをいいます。

判読性

文字などの情報の意味を判断しながら読める度合いを判読性といいます。

ひかりがい 光害

過剰または不適切な光により、夜空が明るくなり天体観測に障害を及ぼしたり、人に眩しさなどの不快感を与えたり、交通信号等の重要情報の認知力を低下させるなど、光による様々な悪影響のことです。口頭では公害と間違いやすいため「ひかりがい」といいます。

ファサード

フランス語で「建物の正面」を意味し、主に正面から見た建物の外観・外装のことです。外観として重要な面であれば側面または背面もファサードと呼ぶ場合があります。

プロジェクションマッピング

ビデオやCGなどの映像を、プロジェクターによって直接建築物・自然物などを含めた立体物に投影し、様々な立体感や表情をつくり出す表現手法です。



ま 窓面広告

建築物の窓等の開口部に設けられた窓ガラス等の内側に、直接・間接的に常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物をいいます。具体的には、窓ガラスに直接ポスターやシートを貼り付ける場合や、ガラスを隔てた建築物の内壁に文字等を表示したものなどがあります。

や ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力等に関わらず、できるだけ多くの人々が利用できるよう生活環境その他の環境をつくりあげることです。

ら ランドマーク

都市や地域の特定の地点の象徴や、目印となるような特徴的なもののことです。例としては、建築物やテレビ塔、鳥居、教会、特徴的な山などがあります。

港区のマーク



港区のマークは、昭和 24 年 7 月 30 日に制定されました。旧芝・麻布・赤坂の三区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

区の木



ハナミズキ

ミズキ科
北米原産

区の花



アジサイ

ユキノシタ科
日本(関東南部)原産



バラ

バラ科
日本、中国、欧州原産

港区屋外広告物景観形成ガイドライン

平成 29 年 (2017 年) 12 月

発行・編集：港区 街づくり支援部 開発指導課

港区芝公園一丁目 5 番 25 号 電話 03-3578-2111(代表)

<http://www.city.minato.tokyo.jp>



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

刊行物発行番号 29199-5031



港区